

毎週火、金曜日発行（休日に当りなきは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 優生保護法施行細則の一部改正
鳥取県漁船法施行細則の一部改正
- ◇告示 買取令書の交付に代える公示
米飲提供業者の登録
定期種牡畜検査の実施
医療機関の指定
道路の区域変更
- ◇選管告示 道路の供用開始
参議院地方選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨
- ◇公安告示 道路の交通制限
聴聞会の会催
- ◇正誤 昭和三十四年四月二十四日付鳥取県告示第二
百十九号中訂正

規則

優生保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

優生保護法施行細則の一部を改正する規則

優生保護法施行細則（昭和二十七年九月鳥取県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第二項」を削る。
- 第二条中「第一項」を削る。
- 第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。
- 別記様式第十三号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁船法施行細則（昭和二十六年六月鳥取県規則

第三十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「無動力漁船」の下に「（総トン数一トン未満のものを除く。）」を加える。

第十三条第三項中「焼印を押すものとする。」を「検認板を取り付けるものとする。」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 法第十一条及び第十四条第三項並びに規則第

十一条の規定に基く登録票若しくは法第十八条の規定に基く登録簿本の交付又は法第十一条の二の規定に基く登録票の検認は、手数料納付後に行うものとする。

様式第十五号を次のように改める。



直径 二、五センチメートル
材質 アルミニウム

附 則

1 この細則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月十一日から適用する。

2 この細則施行の際、現に改正前の細則第十三条第三項の規定により押されている焼印は、この規則施行後に当該漁船について初めて行われる検認の日までこの規則の規定による検認板とみなす。

告 示

鳥取県告示第三百八十九号

次の土地は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

第七十二条の規定により買収することに決定したが、土地所有者の現住所不明のため買収令書を交付することができないため、同条第四項において準用する第五十条第三

項の規定によりその内容を告示して交付に代える。
昭和三十四年七月十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地の所在及び対価等

土 地 の 所 在	地 目	積		対 価	所 有 者
		台帳一買収	台帳一現況		
西伯郡中山町大字松河原字馬地ノ峯一四五三ノ二	原野	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六四、四〇〇	西伯郡名和町大字加茂 亡長尾喜八 相統人 宮下キシヨ
〃	〃	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一、九三三、三〇〇	〃
〃	〃	三、〇三六	三、〇三六	三三一、四〇〇	〃
〃	〃	三、六〇〇	三、六〇〇	三六六、六〇〇	〃
計	〃	三〇、六三六	三〇、六三六	三、二五、七〇〇	〃

二 対価の支払方法 供託する。

三 買収の期日 昭和三十四年八月十五日

鳥取県告示第三百九十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基き昭和三十四年七月三日次の者に対し、米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業の場所
 六六四 加藤 信枝 作州屋 八頭郡智頭町大字智頭一、五三二ノ五 住所に同じ
 六六五 林 原 みや子 みよこ 日野郡日南町生山一〇八番地一 "

鳥取県告示第百九十一号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条の規定による定期種牡畜（めん羊、山羊）検査を次の日程により実施する。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査月日	検査時間	検査場所
八月 三日	午前九時	気高郡青谷町 青谷駅前
" 四日	" "	鹿野町 小鷺河農協
" 五日	午後一時	鳥取市 明治農協
" 六日	午前九時	大郷 吉岡 "
" 七日	午後一時	東郷 松保 "
" 八日	午後九時	八頭郡智頭町 智頭農林高校
" 九日	午後一時	米子市 弓ヶ浜駅前
" 十日	午後九時	八頭郡智頭町 智頭農林高校
" 十一日	午後一時	河原町 八上 "
" 十二日	午後九時	河原町 河原 "
" 十三日	午後九時	河原町 河原 "
" 十四日	午後九時	河原町 河原 "
" 十五日	午後九時	河原町 河原 "
" 十六日	午後九時	河原町 河原 "
" 十七日	午後九時	河原町 河原 "
" 十八日	午後九時	河原町 河原 "
" 十九日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十一日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十二日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十三日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十四日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十五日	午後九時	河原町 河原 "

検査月日	検査時間	検査場所
八月 三日	午前九時	気高郡青谷町 青谷駅前
" 四日	" "	鹿野町 小鷺河農協
" 五日	午後一時	鳥取市 明治農協
" 六日	午前九時	大郷 吉岡 "
" 七日	午後一時	東郷 松保 "
" 八日	午後九時	八頭郡智頭町 智頭農林高校
" 九日	午後一時	米子市 弓ヶ浜駅前
" 十日	午後九時	八頭郡智頭町 智頭農林高校
" 十一日	午後一時	河原町 八上 "
" 十二日	午後九時	河原町 河原 "
" 十三日	午後九時	河原町 河原 "
" 十四日	午後九時	河原町 河原 "
" 十五日	午後九時	河原町 河原 "
" 十六日	午後九時	河原町 河原 "
" 十七日	午後九時	河原町 河原 "
" 十八日	午後九時	河原町 河原 "
" 十九日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十一日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十二日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十三日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十四日	午後九時	河原町 河原 "
" 二十五日	午後九時	河原町 河原 "

道路の種類		道路の区域		区 間		旧新別		敷地の幅員		延 長		備 考	
路線名	九 号	道路の区域	区	間	旧	新	旧	新	メートル	メートル			
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域が次のように変更された。その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。													
昭和三十四年七月十四日													
鳥取県知事	石	破	二	朗									
鳥取市丸山一五八番地先から													
田島字見尾杭一三七番二地先まで													
伏野字中ノ茶屋三七番地先から													
溝川字渡り上りまで													
赤碓町大字別所字鐘鑄谷二七〇番地先から													
東伯町大字八橋字御城山一、三七二番地先													
鳥取市丸山一五八番地先から													
田島字見尾杭一三七番二地先まで													
伏野字中ノ茶屋三七番地先から													
溝川字渡り上りまで													

鳥取県告示第**三百九十二**号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十四年七月十四日

指定年月日	名 称	所 在 地	破 二 朗	開設者名
昭和三十四年五月一日	中嶋 医院	米子市道笑町二丁目九七	内科、小児科	中嶋 重行
五月二十五日	堀江歯科医院	富士見町二、一六九	歯科	堀江 章

日 時	場 所	日 時	場 所
十一時	岩井	九月一日 午前十一時	日野郡日南町 福栄
午後一時	浦富家畜市場	午後一時	日野町 日野産業高校
二十六日 午前九時	岩美町 大岩農協	三時	根雨家畜市場
十時	福部村 福部	二日 午前九時	江府町 米沢農協
二十七日 九時	国府町 宇倍野	十一時	神奈川
十一時	津ノ井村 津ノ井	午後一時	江尾
正午	鳥取市 米里	三日 九時	溝口町 溝口家畜市場
午後二時	美保	十一時	二部農協

鳥取県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類 一級国道

路線名 九一号

道路の区域

区	間		旧新別	敷地の幅員	延 長	備 考
	新	旧				
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷字筒竹二、二一六番五地先から			旧	四、五 <small>メートル</small> 三〇	一、九 <small>メートル</small> 七〇	
福部村大字細川字上屋敷三六四番三地先まで			新	一〇一三二	二、〇〇五	改築道路

鳥取県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基き、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一級国道九号

鳥取県岩美郡岩美町大字大谷字筒竹二、二一六番五地先から
福部村大字細川字上屋敷三六四番三地先まで

供用開始の期日 昭和三十四年七月十四日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員鳥取県選挙区選挙の候補者の選挙運動に關してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県選挙管理委員長 武 井 正 雄

一 選挙の種類 公職の候補者の選挙運動に關する収支に關する報告書要旨 昭和三十四年六月二日執行参議院地方選出議員鳥取県選挙区選挙

二期 間 四月三十日から
六月十二日まで
三 報告書の要旨

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額	差引	報告書受理年月日
-------	---------	---------------	-------	----	----------

小田 スエ	小田 俊与	五〇〇,〇〇〇 円	四,九九七,〇〇 円	七,〇〇 円	六、一七
中田 吉雄	江島 久雄	九四三,〇〇〇 〇〇	一三,九三三,〇〇	四九,八五〇 〇〇	六、一六
宮崎 正雄	塩谷 信三	五〇〇,〇〇〇 〇〇	1	四二六,九六六,〇〇	七、〇四、〇〇
米原 昶	石尾 実	三六八,〇〇〇 〇〇	四一,五五五,〇〇	一〇八,四三三,〇〇	二九,八三、〇〇
					七、三

四 主要な寄附者及び支出
(1) 寄附者

候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
1 中田 吉雄	三〇〇,〇〇〇 円	1	農政研究会	東京都	東京都
	二〇,〇〇〇 〇〇	1	五十嵐忠次郎	旅館業	大阪府
	一〇,〇〇〇 〇〇	1	大辻 博	会社社長	東京都
	一,〇〇〇 〇〇	1	全日通労働組合鳥取支部		鳥取市

3 米原 昶	一〇、〇〇〇	1	全国町村議長会		東京都
2 宮崎 正雄	六〇〇、〇〇〇	1	日本社会党本部		"
	二、〇〇〇	1	国鉄機務米子支部		米子市
	五〇〇、〇〇〇	1	自由民主党		東京都
	一〇、〇〇〇	1	山口 義行	口 雇	倉吉市
	五、〇〇〇	1	駒井 重夫	農 業	"
	五、〇〇〇	1	小前 昭二	"	三朝町
	五、〇〇〇	1	中原 真純	"	"
	三、〇〇〇	1	朝倉 保彦	"	"
	三、〇〇〇	1	倉本 良人	"	"
	三、〇〇〇	1	石賀 稔	"	倉吉市
	五、〇〇〇	1	浅田 重吉	"	"
	一、〇〇〇	1	吉田 増夫	"	三朝町
	一、〇〇〇	1	佐々木一夫	著述業	倉吉市
	五、〇〇〇	1	田江 弘	農 業	北条町
	二、〇〇〇	1	岡崎 喜好	"	大栄町
	五、〇〇〇	1	赤本 力蔵	"	東伯町
	三、〇〇〇	1	山形 勇	"	"

五、	一〇、	一〇、	二〇、	三〇、	二、	一、	三、	二、	一五、	三、	五、	五、	五、	五、	五、	一〇、	五、
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大前隆	西川肇	石尾実	鈴木銳	河毛市治	潮広延	内田一郎	西村友喜	遠藤勇	遠藤愛治	八谷顕男	森安是公	景山房市	山崎登	永井邦夫	渡辺鉄郎	安田勝栄	竹内利友
団体役員	商業	計理士	団体役員	商業	"	農業	商業	農業	商業	"	"	"	農業	左官	運送業	農業	団体役員
"	"	"	"	鳥取市	"	"	西伯町	"	日野町	溝口町	"	岸本町	伯仙町	"	"	境港市	"

一、	五、	一、	二、	二、	三、	一〇、	五、	五、	一〇、	二〇、	五、	二〇、	一、	一、	三、	一、	三、
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中谷甚鉄	井山三郎	土井勇二	土井武	恩田吉良	平田義美	川西基次	服部淳	川本茂樹	富沢樽幸	南博	高木利一	米村健	遠藤勇夫	山田収	浪花幸二	横山弘	山本一雄
事務員	農業	写真業	洋裁	"	事務員	医師	団体役員	大工	"	"	商業	団体役員	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	米子市	大栄町	倉吉市	"	"	"

3	宮崎 正雄	一〇九、五六四	四〇	九	人件費
		八五、〇四二	四八	八	家屋費
		一〇八、一四〇	二〇	二	通信費
		四、六五〇	五	五	交通費
		三三、一九〇	二	二	印刷費
		二七、三九五	六	六	広告費
		一一、七二五	七	七	文具費
		一、〇八〇	一	一	食糧費
		四五、一五〇	二二	二	宿泊費
		二、〇三〇	二	二	雜費
		六、四〇〇	一一	一	家屋費
		八三、九五四	一七	七	通信費
		一一九、五二〇	一九	九	交通費
		四三、七五〇	二	二	印刷費
		五四、八四七	一三	三	広告費
		一七、六三一	四〇	四	文具費
		一九、二三〇	一六	六	食糧費
		三七、七七〇	九	九	宿泊費

4	米原 昶	二七、一八〇	一〇	一〇	人件費
		三一、七九〇	一〇	一〇	家屋費
		一〇、八九五	一一	一	通信費
		三、七一〇	九	九	交通費
		三〇、五〇〇	三	三	印刷費
		三二、五四五	二四	四	広告費
		三、六八〇	八	八	文具費
		二、〇七七	五	五	食糧費
		五、三五五	五	五	宿泊費
		二、二五六	一三	三	雜費

公安委員会告示

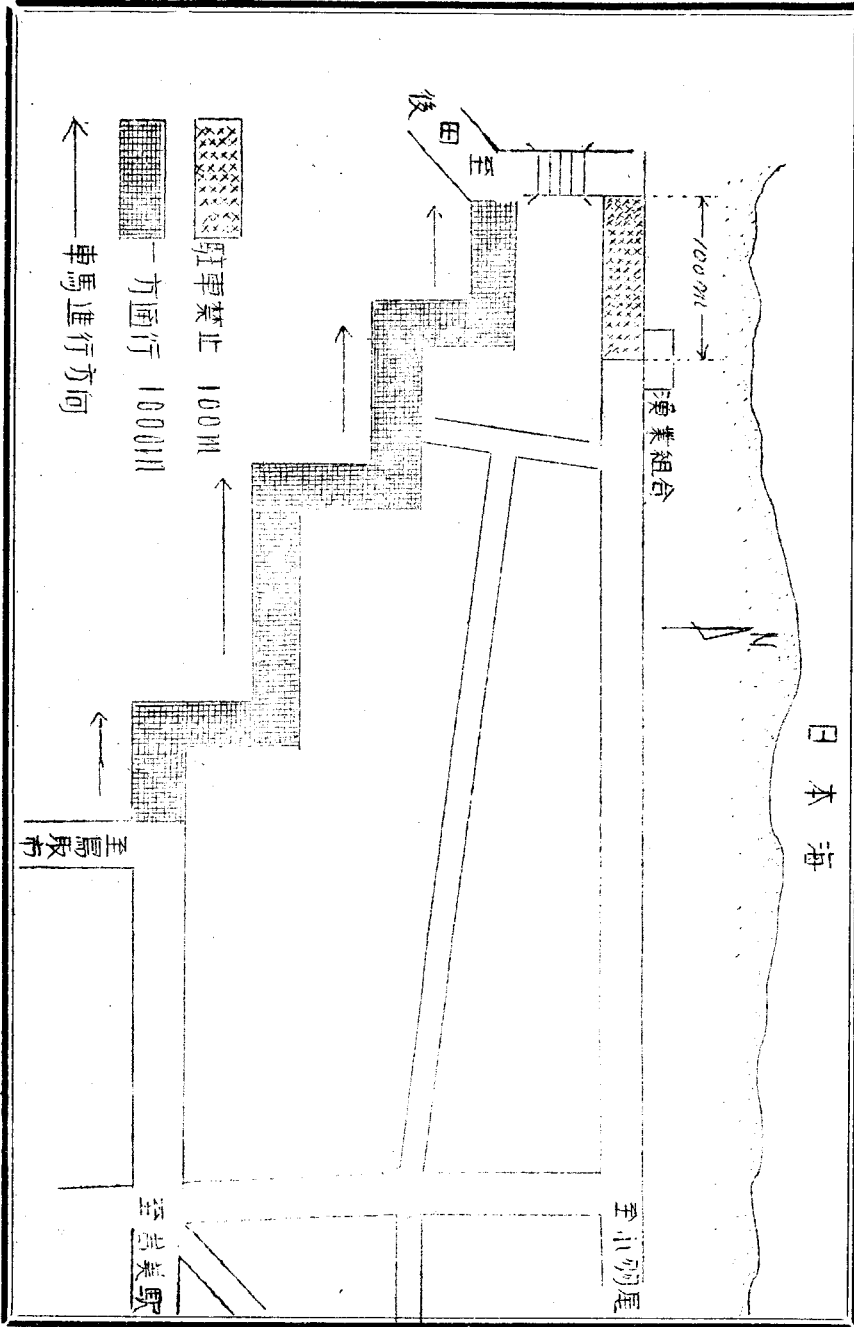
鳥取県公安委員会告示第二十号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第六
条の規定により次のとおり交通制限をする。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

1	候補者氏名	支出の総額 円	件数	支出の目的
	小田 スエ	四、四二五	六	通信費
(2)	支 出			
		五、〇〇〇	一	田江 裕
		一〇、〇〇〇	一	伊藤 真
		三、〇〇〇	一	松下 春治
		五、〇〇〇	一	田原 勇
		一〇、〇〇〇	一	伊藤 昭二
		五、〇〇〇	一	裏坂 憲一
		三、〇〇〇	一	蓮仏 琢己
		三、〇〇〇	一	福井 三信
		一、二〇〇	一	小林 高夫
		三、〇〇〇	一	三島 寿行
		二、〇〇〇	一	樋引 清美
		五、〇〇〇	一	中村 正彦
		一、〇〇〇	一	森山 巖
		八〇〇	一	由谷
2	中田 吉雄	六〇、七〇〇	一八	人件費
		三六八	二	文具費
		二〇〇	一	雜費
				鳥取市
				農業
				商業
				土木業
				日 雇
				農業
				事務員
				船岡町
				河原町
				智頭町
				鹿野町
				若桜町
				八東町
				佐治村
				気高町



一 制限の場所

- (1) 県道田後岩美停車場線岩美郡岩美町大字浦富一、七一九番地地先から同地内宮島橋南詰に至る一、〇〇〇メートルの間

二 制限の種類

- (1) については車馬の一方交通とする。
- (2) については反対の方向から通行することを禁ずる。
- (2) については車馬の駐車を禁止する。

三 制限の期間

昭和三十四年七月十五日から同年八月十五日まで
 毎日午前八時三十分から午後八時までの間
 (図面を添付する。)

鳥取県公安委員会告示第二十一号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第九
条第六項の規定により、次のとり聴聞会を開催する。

昭和三十四年七月十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十四年七月二十九日 午後一時から

倉吉市明治町 倉吉警察署において

二 関係者住所、氏名

東伯郡泊村宇谷一、二五〇の二

山田 喜三郎

昭和十二年八月十日生

倉吉市上井三一一の五

竹本 正夫

昭和八年九月二十三日生

正 誤

昭和三十四年四月二十四日付鳥取県告示第二百十九号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

8 下 終りから3 四、二七五ノ一四、二七五ノ二

四、二七五ノ一、四、二七五ノ二

8 下 終りから2 四。二七八ノ四

四、二七八ノ四

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県印刷所 鳥取市東町 鳥取県印刷所